

～身近なお悩みに**複数の専門家がまとめてアドバイス**致します～
新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活、仕事、経営などでお困りの方の相談も受け付けます。

**弁護士、税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、
土地家屋調査士、不動産鑑定士、中小企業診断士**

毎年1度の
チャンス!

佐賀県専門士業団体連絡協議会

無料相談会

私達専門士業(弁護士、税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、中小企業診断士)は、地域に根ざした専門家として、日々市民の皆様や事業者の皆様のお悩みの相談に応じています。そのような各専門家が集まり、年1回合同で無料相談会を行っています。

当相談会では、専門分野を横断して、皆様のお悩みにお答えできるよう、**一つのご相談につき専門家が聞き取りを行い、必要に応じて複数の専門家により相談対応することとしました。**

裏面にあるような身近な悩み。「でも・・・誰に相談していいかわからない・・・」
そのような悩みがありましたら、是非ともこの機会をご利用下さい!

日時

令和4年 **7月30日(土)** 13時～16時

場所

アバンセ4階 第1研修室 佐賀市天神3丁目2-11
(どんどんどんの森)

※相談者は佐賀県内在住の方に限ります。

※感染拡大の状況により中止となる場合があります。

当日のお願い

感染予防のためマスク着用でのご来場を何卒お願いいたします。

※密を避けるため

最少人数(2名程度)でのご来場をお願いいたします。

予約時間の5分前にお越しください。

電話予約とお問い合わせはこちらまで

電話予約が必要です。

(先着順とし、定員になり次第、締め切らせて頂きます。)

※予約の際に相談の概要とご希望の時間帯をお伺いします。

公益社団法人 佐賀県不動産鑑定士協会

☎0952-97-6958

■主催 九州北部税理士会佐賀県連絡協議会、佐賀県弁護士会、佐賀県司法書士会、
佐賀県行政書士会、佐賀県社会保険労務士会、佐賀県土地家屋調査士会、
公益社団法人佐賀県不動産鑑定士協会、一般社団法人佐賀県中小企業診断協会

■後援 佐賀県・佐賀市

「これは〇〇士に相談することなのだろうか…」と悩まず、まずはお気軽にご相談下さい！」

専門士業は、皆様の街を支える身近な専門家です。

「専門士業」って、どんなときに相談するの？

このような身近な相談にも、**複数の専門家**が力になります！

ケース①

会社から解雇の通告を受けた。納得行かない場合どうしたら良いか。
また、失業保険はもらえるのだろうか。

解雇についての交渉
や裁判について
の助言

労務関係・失業保険
の給付について
の助言

弁護士

社会保険労務士

ケース②

隣の家との境界が曖昧であったが、土地の売却にあたり協議して境界を決めたいが、何を基準にどう決めるのか？
隣家の土地を買い取る場合の評価は？

境界確定の方法

土地家屋調査士
不動産鑑定士

ケース③

父が急死し遺言もないため、現在の持家などを兄弟で相続手続きをしなければならぬ。相続税の申告や登記など、何をいつまでにすべきなのか？
兄弟で揉めた場合はどうしたらいいか？
土地の評価に争いがある場合は？

相続税申告手続

登記

税理士

司法書士

遺産分割協議の
流れの説明など

分割時の土地の
評価方法など

弁護士

不動産鑑定士

ケース④

新たに会社を設立して飲食店を経営したい。まずはどのようなことから手を付ければ良いか？

事業計画など

中小企業診断士

内容により

会社設立手続

税理士

司法書士

司法書士

飲食業許可

社会保険労務士

…などなど

行政書士

Q それぞれどんなお仕事をしているの？

イメージのしやすい典型的な業務としては、弁護士は**裁判**のとき、税理士は**税務申告**のとき、司法書士は**登記**のとき、行政書士は**許認可申請**のとき、社会保険労務士は**会社で従業員を雇用**したとき、土地家屋調査士は**土地の測量や登記**をするとき、不動産鑑定士は**不動産の評価**をするとき、中小企業診断士は**企業の事業計画を取引銀行に出す**とき……などがあります。しかし、それぞれの士業は、さらに関連する色々な業務を行っており、また一部重なる部分もあります。